

平成28年(ワ)第696号 放送法等遵守義務確認請求事件

原 告 溝川 悠介 外44名

被 告 日本放送協会

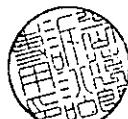
答 弁 書

平成29年3月16日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩一郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との裁判を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決できるものをいう（最高裁昭和39年（行ツ）第61号同41年2月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁、最高裁昭和51年（才）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁、最高裁平成10年（行ツ）第239号同14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134頁等）。すなわち、具体的紛争を離れて、抽象的義務に関する判断を求めるものは「法律上の争訟」に当たらない。
- 2 そして、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由が、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法第21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」（乙1・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10）と指摘されているところである。

この点、貴庁平成28年（ワ）第3号放送受信料請求事件判決において、放送法4条1項各号が定める義務は、被告が「個々の契約者との関係において

て放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務である」と明確に判示しているのである（乙2号証6頁）。

また、放送法4条1項各号所定の放送番組編集について、その内容が「政治的に公平であるか否か」や「報道は事実をまげていないか否か」という判断が、事柄の性質上司法審査に適しないことも明らかである。

以上のことから明らかとなおり、原告の求める放送法遵守義務の確認の訴えたるものは、具体的紛争を離れて一般的抽象的な法令解釈を求めるものであり、個々の契約者たる原告と被告との間での具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとは到底言えず、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決できるものとも言い難い。

さらに、上記のとおり放送法4条の法的性質が、一般的抽象的義務を定めたものであり、同法5条が、これに基づいて放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定していることからすれば（東京地方裁判所平成26年6月27日判決）、同法5条及びこれに基づき被告において定められた国内番組基準が、個々の契約者との関係において、具体的な権利義務ないし法律関係を生ぜしめることは同様にあり得ない。

3 以上からすれば、本件訴訟は、いずれも抽象的義務の存否に関する確認訴訟であって「法律上の争訟」に該当せず、速やかに却下されなければならない。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第4 予備的請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第5 請求の原因に対する認否

請求原因第1 「当事者」 2記載の事実、放送法第64条1項、同法第81条、同法第4条1項、同法第5条の規定が各存在すること、被告が「国内番組基準」を定めていることはそれぞれ認め、その余は知らないし否認、主張については争う。

第6 放送法4条1項各号の義務の法的性質について

原告らは、被告に放送法第4条を遵守した放送を行う義務のある旨主張するが、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由が、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法第21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。

この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」（乙1号証・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10）と指摘されているところであ

る。

この点、同一の論点が争点となった受信料債務不存在確認訴訟に関する東京地方裁判所平成2年12月21日民事第25部判決・LEX/DB25400722は、「しかし、右の放送法3条の2（現行放送法第4条：被告代理人註。以下同じ。）所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法32条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法32条（現行放送法第64条：被告代理人註。以下同じ。）の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならぬ。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法32条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。」（乙3号証・2頁「第三」10行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。）と明確に判断している。

また、貴庁平成28年（ワ）第3号放送受信料請求事件判決でも、放送法4条1項各号が定める義務は、被告が「個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務である」と明確に判示されているのである（乙2号証6頁）。

なお、念のため付言するに、原告らの主張が失当であることは、被告に保障された放送番組編集の自由の観点からも明らかである。

すなわち、前掲福岡高等裁判所平成20年5月15日判決が以下のとおり判示している。

「放送法は、放送の効用の保障、放送による表現の自由の確保等の原則に

従い、放送を公共の福祉に適合するように規律しその健全な発達を図ることを目的としているところ（同法1条）、同法3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とし、放送番組編集の自由を規定しているから、別に法律で定める権限に基づく場合でなければ、放送番組編集への関与は許されない。そして、放送受信契約者ないし視聴者は、極めて多数であり、番組に対する理解や価値観も多岐にわたることに鑑みれば、個々の放送受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被控訴人の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい」「イ　以上からすれば、放送法の定める被控訴人の義務は公法上のものであり、被控訴人が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということはできないというべきである」（乙4号証の3頁「第3」の「2（1）ア」の17行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。）

このように、被告の放送番組編集の自由の観点から見ても、被告による放送法4条違反を理由とする原告らの主張が失当であることは明らかである。
したがって、本件訴訟における原告らの主張もまた失当であることは明らかである。

第7 放送受信料の法的性質は特殊な負担金であること

上記第6までに述べたとおり、本件訴訟における原告らの主張は失当であるが、以下では、放送受信料の性質について、念のため論ずる。

放送法は、放送が、性質上、同時に広範に情報を伝達可能である点で表

現の自由の保障、ひいては民主主義の発達に資するものである一方、その技術的手段である電波は有限かつ極めて公共性の高い財であることから、「放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ること」を目的として制定されたものであり（放送法第1条）、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」を原則としている（同第1条）。

そして、かかる目的を達するために、放送法は、放送受信料を財源とし、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による」（放送法第15条）放送を実施すること等を原告の必須業務とし（放送法20条1項各号）、また放送設備の譲渡等に関する制限（放送法85条）や放送の休止及び廃止に関する規定（放送法86条）を設け、他方で広告等による収入により運営される民間放送事業者（原告を除く基幹放送事業者。同第5章、第6章）を併存させることで、公共放送事業者と民間放送事業者が相互に補完しあい、また切磋琢磨して、放送事業者全体としてすべての国民に対し多種多様で、良質の放送を提供することを企図し、公共放送と民間放送による二元体制を採用したのである（東京高等裁判所平成22年6月29日判決・判時2104号40頁（乙5号証、45頁第1段目）参照。なお、この判決は、最高裁判所で上告棄却等によって確定している（最高裁判所平成23年5月31日決定（乙6号証）。）。

しかるに、上記のような二元体制の一翼を担う被告という日本で唯一公共放送を担う特殊法人について、番組編成や報道等において広告主や国家

から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、被告において広告料や税金ではない独立した自主財源を確保する必要がある。そこで、被告の財源は、広告料でもなく税金でもない、被告の放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされたのである（被告が営利目的で業務を行うことが禁止されていることにつき放送法20条4項、広告放送の禁止につき同83条1項）、放送受信料の性質は、被告が放送法に定められた業務（放送法第20条各項）を行うための、「特殊な負担金」と解される。

このことは、放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていないこと、国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされていること（放送法73条1項、20条1ないし3項）からも明らかである。

また、放送受信料の法的性質が特殊な負担金であることに関しては、福岡高等裁判所平成20年5月15日判決・LEX/DB28141066も、「受信料は、被控訴人の放送を受信できる受信設備を設置することがその基礎となっているが、放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であること、被控訴人の事業の費用がほぼ受信料により賄われていることからすれば、受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、被控訴人の業務を行うための公的負担としての性質を有することは否定できない」（乙4号証の3頁「第3」の「2（1）ア」の11行目以下。なお、下線は被告代理人らが付した。）と指摘しているとおりである。

以上のとおり、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではない。

なお、対価的給付を前提とするものでないことについては、札幌高裁平成22年11月5日判決・判時2101号61頁が、「放送受信契約は、控訴人の放送を受信可能な受信機を設置することによって、実際に控訴人の放送を受信するか否かに關係なく締結を義務づけられるものであり、その意味で、放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担する契約であると認められる」（乙7号証・66頁第4段目参照。なお、下線は被告代理人らが付した。）と判示しているとおりである。

もっとも、放送法第64条1項は、「特殊な負担金」を支払うべき者を決するに際し、被告の放送を受信することのできる受信設備の設置という客観的事実にからしめることで、公共放送の自主財源の確保を図ろうとしたものであるから、そのこととの関係で、放送受信料が、受信可能性ないし視聴可能性との関係で対価的性質を有するようにも思える。しかし、これは上記のとおり受信設備の設置に着目した制度であることの反射的効果によるもので、仮に放送受信料に対価的性質があるとしても、それは従たる性質にすぎない。

このように、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、仮に対価的性質があるとしても従たるものにすぎない。

第8 結語

以上のとおり、原告らの主張は何ら理由がなく失当である。

よって、本件は速やかに棄却されるべきである。

以上